

ニュースレター



48 号

2024. 7. 21



はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

今年もいよいよ夏がやってきました。数年前から気候変動によって狭い地域で気象状況が異なるようになり、雨が降れば線状降水帯が発生したり、警報級の発令も多くなってきたように感じます。それに伴い予測精度の向上も図られ、かなり限定的な地域の気象情報が得られるようになってきました。SNSなどを活用して気象、気温、湿度等情報を早めに捉え、快適な環境の中、体調を整えて過ごしましょう。

さて、こども家庭庁では「こどもまんなか社会」を目指した取り組みが進められていますが先月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が可決・成立しました。こども未来戦略の「加速化プラン」の施策を具体的に実施するためにますます支援の強化と拡充が図られていきます。その中の一つである「こども誰でも通園制度」(仮称)も本格実施を見据えた試行的事業が始まりました。生後6カ月から3歳未満児が対象、子どもにとって家庭以外の場での経験や家族以外の人と関わる最初の一步です。家庭的保育は家庭に近い環境で少人数、子どもの年齢層も同じ、3歳未満児の保育に経験豊かな保育者がいる場です。

本協議会は今年度の活動テーマを「もっと広げよう、もっと深めよう、家庭的保育とネットワークづくりー子ども・子育ての最初の一步を支えるー」と掲げ活動を進めていきます。

5月26日に開催したセミナーでは家庭的保育の可能性を見つけ、どんな役割が果たせるか、実践していく上で何が大切かなど議論いたしました(〇ページに詳細が掲載)。保育を必要とする子どもの保育だけでなく、すべての子ども・子育て家庭の支援のためには、より専門職倫理が重要だということを日本社会事業大学の亀崎美沙子先生から基調講演でお話しいただき、保育者が個人的な価値観や感情による判断ではなく、専門職としての判断基準を持つことが子どもや保護者の権利を保障することになり、また保育者も守ることになると学びました。このセミナーではこども家庭庁から応援メッセージをいただき、シンポジウムでは自治体から家庭的保育への期待を発言していただきました。こども家庭庁、自治体、そして子どもの育ちの最初の一步を支え、子育て家庭を支援する保育の場である家庭的保育がしっかりつながっていくこと、それが重要で「こどもまんなか社会」の実現につながっていくと思います。

家庭的保育の可能性はまだ大きく、自信をもって保育を楽しみ励んでいきましょう。家庭的保育者同士つながって、協力しあって、今年度もよろしく願いいたします。



- ◆1P はじめに
- ◆2P 国の動き(子ども・子育て支援等分科会他)
- ◆3P 国の動き(教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議)
- ◆4・5P 第17回通常総会開催報告
- ◆5P 2024年度事業計画
- ◆6~9P 2024年セミナー開催報告等

- ◆11P 家庭的保育現任研修報告
- ◆12P はじめの一步
- ◆13P わたしの保育
- ◆14P おすすめ絵本
- ◆15・16P オンライン新情報連絡会開催報告
- ◆17・18P 事務局からのお知らせ

国の動き④

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋 昌子

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長 後藤亜希子

子ども・子育て支援等分科会

第5回子ども・子育て支援等分科会が2024年2月19日（月）に開催され、オンラインで参加しました。詳細は、以下のURLを参照。https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/

【審議内容】 子ども・子育て支援関係制度改正の状況について、他

こども未来戦略を閣議決定し、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要の説明と報告の後、令和6年度子ども・子育て支援関係予算案について等の報告がありました。

家庭的保育全国連絡協議会からは以下の意見を発言しました。

こども誰でも通園制度の試行的事業については、保育事業者が多くの子どもの育ち、保護者の子育ての第一歩に関わることに、喜びと期待感を持っている。試行的事業実施予定の自治体のうち、約20か所、家庭的保育を実施する自治体が含まれているので、是非、1つでも多くの自治体で家庭的保育での試行的事業が実施されるよう促していただき、円滑な本格実施に結びつくよう期待している。

こども大綱に基づく施策に関して、具体的な施策が推進されることは良いことだが、その実行計画を立てる際、抜け落ちるこどもがいないように取り組んでもらいたい。

保育人材確保懇談会（第1回）

2024年3月12日（火）、こども家庭庁会議室で行われました。懇談会は保育・幼児教育関係者が連携して保育及び保育士という職業の魅力向上、さらに社会全体に向けて行う情報発信の促進等に関する議論を行うことを目的としています。最初に学生の皆さんが子どもに関わる職業に魅力を感じたきっかけや経験を話され、続いて各団体から職業の魅力や情報発信の取組について発表が行われました。今回は当協議会を含む3団体が10分という長めの発表時間をいただき、事業概要の他、家庭的保育の魅力、家庭的保育の魅力発信の取組（実態と今後の可能性）、家庭的保育で働く職員の募集と勤務状況等に関して話題提供しました。その後の意見交換では、家庭的保育事業を実施したことのある認定こども園の先生から好意的な意見をいただき、和やかに会は終了しました。

詳しくは、<https://www.cfa.go.jp/councils/hoikujinzai/> をご覧ください。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第1回）

2024年6月26日（水）こども家庭庁庁議室で行われました。令和6年通常国会の審議により、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、2025年度は地域子ども・子育て支援事業として、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施されることが正式に決まりました。今後は、令和7年度の利用時間、人員配置、設備運営基準、安定的な運営の確保、実施上の手引きの作成、総合支援システム等を検討することになります。

家庭的保育全国連絡協議会として、本制度の意義を社会全体に広まるようにすべての人による「共育で」を働きかけていくことが必要である。昨年のモデル事業での実施アンケートからも子どもの良い変化が多くみられるので子育て家庭の安心のためにも利用しやすい良い制度にしていく必要があり、そのために自治体では家庭的保育などの様々な保育類型で実施していただきたいと発言しました。

詳しくは、<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuen/> をご覧ください。

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」より

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会 会長 鈴木道子

2024年3月5日に開催された第21回会議から報告します。詳細は以下のURLで確認できます。

<https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-kyoiku-hoiku/ZM184vsp>

検証報告を行った自治体からのヒアリングでは、主に再発防止のための主な取組状況についての報告が行われていますが、「園児の成長と状況にあわせた安全な給食の提供と適切な食事の介助」「マニュアルの見直しと徹底及び研修体制」「職員体制の充実」本市全施設における状況共有などがあげられ、提言として「日常的に人手が不足している保育現場に更なる負担がかかることのないよう、正規職員を中心とした保育士配置の充足を図り、安全で安心な手厚い保育を実施していくこと」が示されました。

これに対して、委員から下記のコメントがあげられています。

- 発見時の状況から、窒息か意識障害か分からない場合もあるが、けいれん等による意識障害から窒息する可能性は低いと感じる。一次要因が意識障害であっても窒息であっても、呼吸をしておらず意識がないという状況に陥ったら、すぐに心臓マッサージに取りかかることが重要であるという点には変わりない。（下線筆者）
- 患者が息をしておらず、何かが詰まっている状態であれば、それを取り除くため背部叩打法あるいはハイムリック法を行い、状況が解消されず心肺停止にいたってしまったら心臓マッサージ・胸部圧迫をするという流れが一般的である。（下線筆者）

誤嚥事故防止対策について、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」でも、こどもの意思に合ったタイミングで食事を与えることや、食材に応じた提供方法等を示しており、これを基に施設等でマニュアルが作られ、自治体等で研修が行われている他、様々な対策を講じているにもかかわらず、後を絶たず誤嚥事故が発生していることへの対応について、委員から意見が求められました。

- 講習会でも、受講者から食事時の誤嚥に対する接し方についての質問が多く寄せられる。これまで発生した誤嚥事故に関する主な問題点と提言について示すことはとても参考になる。
- こどもの食育の一環として、噛む力や飲み込む力を強化する保育も並行していかないと、何も食べられなくなってしまう。安全に配慮したこどもの食育の進め方等を周知していくことが大事だ。
- 過去の事例を見ても、食事の介助をする際に注意すべき点が十分徹底されていなかったことが問題であるので、窒息事故が起こった食材と併せて、これまでの事例から得られる誤嚥のリスクについて、注意すべきポイントを具体的に示し、見守り体制の重要性を伝えていく形が望ましい。

こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/kensho/>

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証が公表されています。

教育・保育施設等においてこどもの死亡事故等の重大事故が発生した場合に、地方自治体において、事故の発生前～発生時～発生後の一連のプロセスにおけるこどもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、その結果を再発防止に役立てていくこととされています。睡眠中、食事時の誤嚥、意識不明等、低年齢児の事故についても紹介されていますが、検証のプロセスを知ること事故防止につながるのではないかと思いますので、是非目を通してみて下さい。

第17回通常総会開催報告

第17回通常総会を、2024年5月26日(日)午前10時30分より、大田区産業プラザ pio のコンベンションホール梅にて開催しました。

今年度も、会場出席とオンライン出席の併用で開催いたしました。

会員の皆様のご協力により、正会員総数346名中、本人出席22名、オンライン出席13名、委任状は265通集まり、定款の規定通り有効出席者数が正会員の過半数に達したので、適法に成立し、以下の審議事項はすべて異議なしで承認・可決されました。

〈審議事項〉

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 2023年度事業報告 |
| 第2号議案 | 2023年度会計活動計算報告並びに監査報告 |
| 第3号議案 | 2024年度事業計画案 |
| 第4号議案 | 2024年度会計活動予算案 |



2024年度 事業計画

第17回通常総会において、2024年度事業計画案が承認されました。

2024年度は「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業が始まるなど、家庭的保育にとっても新しい可能性が広がる中で、多様な家庭に多様な支援が必要となってきました。子どもの最初の育ち、子育ての最初の一步を支える力がある家庭的保育の意義を社会に伝えていくと共に、保育を必要とする家庭だけでなく、地域の子ども・子育て家庭を対象に家庭的保育がどのような役割を果たすことができるかを考え、実践する年としたいと考えます。

2024年度の活動テーマを「もっと広げよう、もっと深めよう、家庭的保育とネットワークづくりー子ども・子育ての最初の一步を支えるー」と掲げ、今年度も引き続き、情報収集、情報提供に力を入れるとともに、家庭的保育の安定とさらなる発展のために、これまで継続して掲げてきた「安心で安全な保育」を守り提供し続けながら、家庭的保育の活動の幅を広げ、社会的認知度を高められるように取り組んでいきたいと思ひます。

◆事業計画

1. 家庭的保育の普及活動に係る事業

- ①会員募集、ニュースレター3回発行、各種情報収集と提供
- ②ホームページでの自治体情報の提供
- ③こども家庭庁や各自治体からの情報収集と提供



2. 専門性の向上に関する事業

- ①セミナー開催 5月26日（日）会場参加とオンライン参加にて開催済み
- ②研修事業（現任研修、安全講習会、オンラインにて開催予定）

- ③会員交流会（こども家庭庁に、これからの保育政策に関する講演を依頼し、10月20日（日）オンラインにて開催予定）
- ④新情報連絡会の開催（オンラインにて3回開催予定、臨時開催も計画）
6月21日（金）（開催済み）、9月6日（金）、2月14日（金）
- ⑤第56回全国保育団体研究集会参加（熊本県）
 - ・会場参加とオンライン参加併用、録画配信
 - ・NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会として、8月4日（日）に分科会「家庭的保育の現状と課題」をオンラインにて運営
- ⑥家庭的保育の安全ガイドライン他、テキストなどの活用

3. 保育者が安心して働ける環境の整備に関する事業

- ①NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会団体専用保険の周知と加入募集
- ②独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付への加入推奨

4. 育児支援に関する事業

イベント「いっしょにあそぼ！」を、9月29日（日）に東京都板橋区で開催予定。下記参照。
（石橋ひろみ）

◇東京都板橋区

日時：9月29日（日）9：30～13：00

会場：板橋区グリーンホール 101 会議室

対象：小さいお子さん（3歳未満）のいるご家庭・出産予定の方

※その他詳細は、同封のチラシをご覧ください。

いっしょにあそぼ！開催します



「こども誰でも通園制度」も始まり、すべての子ども・子育て家庭への支援が必要になっています。
「いっしょにあそぼ！」は、親子の触れ合う場を設け、子育て家庭への支援を行うとともに、子育ての最初の一步を支えることができる家庭的保育を地域に広く周知することを目的に開催します。
ぜひ、ご参加ください。

☆次は皆さんの地域で開催してみませんか！是非事務局までお問い合わせください。

（鈴木桂子・藤田明美）



こども家庭庁講演会・会員交流会のお知らせ



- ・日時：2024年10月20日（日）13：00～16：00
- ・第1部 こども家庭庁成育局保育政策課による講演 ・第2部 会員 意見交換会
第1部はどなたでも参加できます。それぞれの自治体の担当者をお誘いして、ご参加ください。
- ・オンラインにて開催します。詳細は同封のチラシをご覧ください。 （松井香奈・城谷真琴）

2024 年度 家庭的保育全国連絡協議会セミナー報告

2024 年度のセミナーは、「もっと広げよう、もっと深めよう家庭的保育とネットワークづくり—子ども・子育ての最初の一步を支える—」というテーマで、会場参加・オンライン参加の併用で開催しました。全国から 70 名（会場 31 名、オンライン 39 名）の会員が参加しました。

基調講演は、日本社会事業大学社会福祉学部・日本社会事業大学大学院社会福祉研究科准教授の亀崎美沙子先生にお願いしました。以下に内容を報告します。

■基調講演『保育者の実践を支える専門職論理—子どもや保護者を尊重するために—』

専門職論理とは、専門職としての価値を実現するためのルールや約束事の体系（専門職として、「すべきこと」や「すべきではないこと」を示すもの）であり、職種ごとに「倫理綱領」として明文化されている。公権力が介入し、違反すれば制裁を受ける他律的な外的規範である「法令」と違い、倫理は個人的な善悪の価値判断ではなく、社会的に承認された規範だ。専門職に限らず、全ての人に自律的な遵守が期待されている。

専門職としての共通の判断基準があると、個人的な感情や相手との関係性に左右されず、公平な判断が可能になる。また、子ども・保護者の権利を保障することができ、保育者の判断に正当性が付与されることから、子どもや保護者だけでなく、保育者も守れるようになる。逆に、専門職としての判断基準がないと、①相手によって態度が変わる②気分によって対応が変わる③保育者によって対応が異なる④日によって判断が変わる⑤園によって方針が大きく異なるなど、子どもや保護者の権利を保障することが難しくなってしまう。

子どもが生まれながらに持つ権利は「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つ。また、「子どもの権利条約の一般原則」には、生命・生存および最大限の発達に対する権利（第 6 条）、あらゆる差別の禁止（第 2 条）、子どもの最善の利益の確保（第 3 条）、子どもの意見の尊重（第 12 条）が記載されている。「子どもの最善の利益」は、大人が一方的に決めつけることはできず、子どもの「意見」に耳を傾けることが不可欠。応用的・受容的な関係があってこそ、子どもたちは自分の意見を「形成」し、安心してそれを「表明」する。子どもの権利保障の出発点は、子どもの「意見」にしっかりと耳を傾け、受け止めることだ。

そして、保育所・認定こども園等には、「保育における連携」「仕事と子育ての両立支援」「多様な保育ニーズへの対応」「保護者の養育力の向上のための支援」「様々な養育課題に応じた個別支援」などの子育て支援機能が求められている。子育て支援とは、子どもや保護者に対する働きかけを通して、「子どもの最善の利益」を保障する営みである。

専門職論理という共通の判断基準を活用すると、個人的な感情や相手との関係性、保育者同士の関係性に影響されない。「誰の意見か？」ではなく、「専門職として何をすべきか？」という観点から検討が可能になる。また、専門職論理を活用すれば、実践において保育者が自律的に「適切」「不適切」を判断することができ、専門職論理を参照することで、実践の妥当性の確認もできる。

相手の権利を守ることができるのは、自分の権利が守られてこそ、保育者の権利も大切にしながら、日々の保育をして欲しい。

最初はスタッフ手作りの音楽会、次に一般の方にも呼びかけて実施した紙芝居コンテストでは、乳幼児・小学生・外国人など様々な人が集うようになり、その後も日曜日に活動が続けてきた。昨年から月に 2 回赤ちゃん連れの家族が集える野菜の収穫やお花摘みをする広場をスタート。昨年の参加者は、大

人子ども合わせて 326 人、1 回平均 16.3 人となり、知らない人同士が友達になれる場所にもなった。餅つきや無人島キャンプなど、今では口コミで人が集まるように。片手間でできると考えスタートしたが、イベントの準備や申請は多岐にわたり、協力してくださる地域の方々に感謝しながら継続している。

今年3月にはフィンランドにも視察に行ったが、親子は何を望んでいるのか、発達心理、障がい理解など学ぶことはまだまだたくさんある。教育や福祉への信頼を得ることのできる施設でありたく、存続のためにも改革と検証を続けていく。

【川崎市役所子ども未来局 保育事業部保育幼児教育部保育第二課 佐藤 將臣】

こども誰でも通園制度と家庭的保育事業への期待という点でお話したい。

この制度は、在宅で育つ未就園児童に対し、同世代の子どもと関わりながら成長の機会をもつという子ども側の視点と、就業に関わらず利用できることで育児負担や孤立感を解消できる親側の視点がある。

川崎市で 3 年前に行ったアンケート調査では、新たに子どもをもうけない理由の上位に「相談相手がいない」というものがあった。

実際に、就業による地方からの転入や外国籍の市民が多く、核家族比率が高いという市の実状があり、子育ての相談相手がいないということが以前からの本市の課題でもある。

川崎市では待機児童ゼロが４年連続という状況で０歳児入所も減ってきている中、エリアの差はあれど、家庭的保育へはおおむね例年通りの入所状況が維持できている。

3歳以降は別々の園に通うことになっても、きょうだいと同じ家庭的保育事業への入所を希望するなどのニーズもある。

家庭的保育を通じて誰でも通園制度の利用者への支援の充実につながり、また制度を通して家庭的保育事業の良さを広く市民に伝えていただければと期待している。

【福川 須美】

自分が育った場所とは別の場所、相談する人のいない場所で子育てをする親が多い中、声を掛けてあげないといけない、自分からは相談しないという人も増えている。その点ではこども誰でも通園制度が必要とされる面もあると思うが、心配もある。正直、1ヶ月に10時間で本当に子どものためになるのか、行政を通じてではなく直接契約と言う部分での責任の所在はどこにあるのか、など課題点が多いままのスタート。家庭的保育者が行政に対しても不安点などしっかりと声を上げて、やりながら改善していければと考えている。

【尾木 まり】

こども誰でも通園制度では、家庭的保育は親子通園に最も適していると考えます。定員いっぱいでも家庭的保育を行っている場合、定員を超えてこども誰でも通園の子どもを受け入れるのは難しい。しかし、親子通園であれば家庭で経験していないことを経験する場、家庭以外の人と出会う場として、家庭的保育でできることはある。保育を必要とする子どもたちの保育が本来の業務であり、そこに支障をきたさないよう、できることをできる範囲でやっていくことが大切。

【セミナーアンケート結果報告】

アンケートでは、60 名の方から回答があり、基調講演、シンポジウム共にほとんどの方が「大変良かった」と答えていました。

- 専門職倫理を知る事ができ、これからの保育にとっても役立てそう
- 専門性倫理を遵守することの重要性も理解できた
- 視点に立って話すと良い事を知り、明日からの保育に役立てていきたい
- 地域と密着している家庭的保育だからこそ、こども誰でも通園制度が有効活用されるのではと希望が見えた
- 他の自治体の家庭的保育の取り組みを聞くことができ、保育室のやれることは沢山あるのだなと感じた
- シンポジストの方のお話に共感すると共に、本当に子育ての第一歩を支えていると感じました
- 毎日セミナーに参加すると「頑張るぞ！」と新たな気持ちになります

など、多くの感想が寄せられ、学びの多いセミナーとなりました。

セミナー担当 相澤・長田



セミナーに参加しての感想



●セミナーに参加して

北海道 札幌市

中村立子

2年続けてオンラインセミナーに参加させていただき、ありがとうございます。

亀崎先生の講演では専門職倫理の話をお聞ききして、子どもや保護者だけではなく保育者も守られていると感じました。また、子どもの最善の利益については、大人が一方的に決めつけず、子どもの意見にしっかり耳を傾け受け止めることが不可欠ということから、少人数できめ細やかな保育の家庭的保育だからこそ言葉だけでなくアイコンタクトや態度で示すことを見逃さずに対応できるのではないかと思います。個々の子どもの状況を保育士間で共有し、コミュニケーションをとりながら日々の保育をしたいと思います。

これから実施することも誰でも通園制度については、具体的なことはまだ理解できていませんが、保護者と子どもが孤独な育児にならず、地域とのかかわりが得られるように支援できればと思っています。

北海道札幌市

伊藤美智枝

私は、保育園に勤務した後、長い間保育から離れていましたが、今年４月から「保育ママおひさま」に勤めることになり、「家庭的保育」という保育形態を知りました。

子どもが初めて家庭から離れる一歩を支える子育て支援において、家庭的な雰囲気や環境の中で一人ひとりに寄り添い安心して過ごすことのできる生活の場を大切にしてい、とても共感することができました。

セミナーでは、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、大人の利益ではなく子どもの保障を守ることを大切にして様々な取り組みをされていることを知りました。また、専門職倫理についても学ぶことができ良かったです。オンライン参加が可能だったので遠方からでも参加することができました。ありがとうございました

2024 年度家庭的保育現任研修 始まりました

7月7日（日）から2024年度家庭的保育現任研修が始まりました。国の「家庭的保育者等研修事業実施要綱」に基づき7科目18時間の講義を網羅する研修です。皆様の参加をお待ちしています。

今回は2023年度後半に実施された講座について報告します。

講座5「事故による乳幼児のケガを減らすー変えられるものを見つけ、変えられるものを変えるー」ではSafe Kids Japanの山中龍宏先生の講義と太田由紀枝先生による演習が行われました。子どもを怪我から守るために、「目を離さない」「気をつける」だけでは決して怪我は減少しない。子どもの怪我は発生数や重症度の軽減等数値で示すことができなければ、減少したとは言えない。傷害を予防するためには、「変えられるもの」「変えられないもの」に整理した上で、変えられるものを変えていくことが必要であり、「変えられるもの」を見つける目を養うことの必要性を学びました。

受講者からは、「あたりまえに思っていることに疑問を持てるよう、意識して保育していきたい」「変えられるもの探すアンテナを磨いていきたい」などの感想が寄せられました。

講座6「家庭的保育における食物アレルギー対応」は神戸女子大学健康スポーツ栄養学科教授の本田まり先生より、食物アレルギー対応の基本を学んだ上で、食物アレルギー対応を意識した献立、食材の選び方のポイントなどを具体的にお話いただいた後に、グループ討議でそれぞれの家庭的保育室での取組を話し合いました。

受講者の中には、これまでアレルギー対応をしたことがなかった方もいらっしゃったようですが、講義やグループ討議を通じて、具体的な事例をたくさん聞くことができたという感想が多く見られました。

講座7「子育て支援における『子どもの最善の利益』の考慮」は十文字学園女子大学准教授（研修日当時）の亀崎美沙子先生に担当していただきました。2024年度家庭的保育全国連絡協議会セミナーの基調講演でも「専門職倫理」を取り上げてお話いただきましたが（内容は6ページ参照）、演習では「保育や子育て支援において、『子どものために』、『保護者のために』という2つの思いの間で、迷ったり、悩んだりしたこと」、「事例への対応」、「研修全体を通して考えたことなど」をグループで話し合いました。

「各保育室の行動規範」の作成が講師から今後の宿題として出されていますが、受講された皆さん、進んでいるでしょうか。各保育室で作成した行動規範を持ち寄って、話し合う機会も企画できたらと思います。

講座8「家庭的保育の安全講習会」は本協議会のメンバー3人が講師となりました。保育中の子どもの安全を守るために、毎年繰り返し行っている講座ですが、繰り返し行うこと、繰り返し確認することの大切さを参加される方と共に確認しました。

（研修事業部）



事業主 はじめの一步②①

保育補助者等職員の労務管理 労働基準法で規定された帳簿について



皆さん、毎日の保育をするにあたって心強い片腕となる保育補助者等職員の採用や、気持ち良くお互い安心して働けるための契約等、また目の前の子どもたちにとって必要な保育をするための各種連絡方法の仕方など工夫しておこなわれていると思いますが、いかがでしょうか？

毎年の監査等でも指導がされているなど、すでにきちんと整備されている事業者がほとんどかと思いますが、改めて必ず備えなければならない帳簿についておさらいしておきましょう。

労働基準法で規定された代表的な帳簿 には以下のものがあります。

- ①労働者名簿（第 107 条）
- ②賃金台帳（第 108 条）
- ③出勤簿（第 108 条関係）
- ④年次有給休暇管理簿（第 39 条関係）

労働基準法では労働者を雇用する事業者に対して、これらを法定帳簿として整備し、保存することを義務付けています。

これらの書式は、厚生労働省や地域の労働基準監督署のホームページよりダウンロードすることができますが、必要な内容が記載されていれば任意の書式でも差し支えありません。

保存期間は、それぞれ①労働者の死亡・退職・解雇の日 ②労働者の最後の賃金について記入した日 ③労働者の最後の出勤日より 3 年間となっています。

また、法令に違反した場合は罰則が適応される場合があるので注意が必要です。

④年次有給休暇管理簿は、2019 年 4 月から新たに労働基準法で法定帳簿に加わったものですが、年次有給休暇の取得日・付与日・日数が必須の記載事項となっており、労働者ごとに作成する必要があります。パート就労の職員についても(1)雇入れの日から 6 か月経過している、(2)その期間の全労働日の 8 割以上出勤したという 2 つの条件を満たしている場合は、年次有給休暇を付与しなければなりませんので、確認しておきましょう。週所定労働日数に応じた有給休暇の日数等に関する説明は以下の URL で確認することができます。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijyungyosei06.html

その他、上記の帳簿と別に **労働条件通知書**も作成・交付が必要です。こちらの保存期間は交付日より 3 年間です。厚生労働省等のホームページからダウンロードできます。

法令を遵守して保育事業を行うために、万一未作成の場合はもれなく作成しておきましょう。

また、新情報連絡会では、皆さんが知りたい内容をテーマに情報交換をしています。ぜひ、新情報連絡会へご参加頂き皆さんのご意見をお聞かせください。

(稲垣裕子)





おすすめ絵本

河津町 ワタナベビーズ 渡邊 薫

まだ文字が読めない乳幼児への読み聞かせをする中で、子どもたちが目や耳から伝わる絵本の情報を通して好奇心や想像力を働かせていることにとても感動しました。まだ上手く言葉が話せない子どもでも絵本の中に出てきた「ガタンゴトン」や「ブブー」「ジャージャー」などを真似するようになりました。そういった子どもたちの反応がとても嬉しく、今では毎日の読み聞かせは子どもたちだけでなく、私自身も楽しい時間となっています。



れいぞうこ

(作：新井 洋行 出版社：偕成社)

表紙の冷蔵庫のドアを開けると中にはおいしそうなものがいっぱい、子どもと一緒に「ぎゅうにゅうさーん!!」と呼ぶと「はい!!」と牛乳がとび出してきたり、「たまごさーん!!」「いちごさーん!!」と呼ぶと次々ととび出てきます。「次は何かな?」とワクワクしながら想像する子どもたち。冷蔵庫が空っぽになると朝ごはんが完成です。「さっき食べてきたよ」「牛乳飲んだよ」と自分が食べてきた朝ごはんを教え合って盛り上がっています。



ぼくのいろなあに

(作/絵：はた こうしろう 出版社：ポプラ社)

こぐまのクーとマーが色々な色の洋服をどんどん重ねて着ていくお話。マフラーや手袋、帽子、長ぐつなども・・・「はっばとおなじみどりのシャツ」「みかんとおなじオレンジのシャツ」など同じ色の物と一緒に子どもたちも色の名前を楽しく覚えることができます。そしてクーとマーがお風呂に入る時、脱いだ洋服の絵を見てみんなで色当てをして遊びます!!一生懸命「つぎは何を着たっけ?」と思い出しながら楽しんでいます。



ゆびさきちゃんのだいぼうけん

(作/絵：いわい としお 出版社：白泉社)

ママとケンカをして家出をしたゆびさきちゃんのかわいらしいぼうけんを、子どもたちの小さなゆびでたどりながら自分が主人公となって楽しめる参加型の絵本です。「すごろく」のような全ページに長〜いイラストがつながっているの乳幼児でも自分の指でお話に参加できることを楽しんでいます。

事務局からのお知らせ

●第56回全国保育団体合同研究集会 オンライン分科会のお知らせ

日時：8月4日（日）10:00～16:00（昼1時間休憩あり）

内容：家庭的保育の現状と課題

家庭的保育をされている仲間3名が提案発表していただきます。

質問・意見交換タイムや 家庭的保育者以外のご参加(予定)もあります。

事前申込みが必要です。詳細は4月末にお送りした総会・セミナー案内に同封した合研リーフレットを参照するか、事務局にお問合せください。

多数のご参加をお待ちしています。

問合せ先 info@familyhoiku.org （稲垣裕子）



◇会員専用 メール情報配信のご案内

☆会員の皆様に情報配信したメール（2024年1月～2024年6月）

- ・ 1/29 保育士特定登録取消者管理システム説明会のご案内
- ・ 2/05 新情報連絡会のご案内
- ・ 2/19 新情報連絡会のご案内
- ・ 5/16 セミナー開催のご案内
- ・ 5/21 セミナー開催のご案内
- ・ 5/29 新情報連絡会のご案内
- ・ 6/12 新情報連絡会のご案内

☆情報配信の登録は、件名に情報配信登録、本文に①～④を入力しメールで送信してください。

（送信先 info@familyhoiku.org）

①会員番号 ②登録したいメールアドレス（パソコン、携帯のいずれでも可。複数登録希望の方は両方記載してください。） ③氏名 ④自治体名

※ご不明な点は info@familyhoiku.org までお問い合わせください。（山岸加奈子）

ホームページのリンクを活用しませんか
ーリンク先に掲載する HP を募集します。ー

家庭的保育全国連絡協議会のホームページ <https://www.familyhoiku.org> のトップページの下には、リンク他というボタンがあるのをご存知ですか。是非、一度触ってみてください。

この度、リンク先を一新しました。まずは、こども家庭庁をリンク先としていますが、こども家庭庁に設置されているさまざまな会議や取組を個別にリンク先としています。これらは、家庭的保育全国連絡協議会からも委員が参加する会議で、ニュースレターでもよく紹介しているサイトをあげています。最新情報や詳細な資料、会議の動画を見ることができます。

そして、今回募集するのは、地域単位の家庭的保育者の会や、それぞれの家庭的保育室のホームページです。掲載を希望する方は事務局にご連絡下さい。(info@familyhoiku.org)

ここに全国各地の家庭的保育室のホームページを掲載することにより、全国各地に家庭的保育があることや家庭的保育の特徴を紹介する良い機会になると思います。



* ママの車で登室して来る 3 歳の男の子。
毎朝、車中で「今日もねえねがいますように！」と両手を合わせてお祈りしながらやってくると。・・・ねえねとは、21 歳の可愛い保育者です。・・・男の子ですね！笑
* 北風の寒い冬の朝。歩いてやってくるママと女の子。ママは寒くて嫌だな～と思いしぶしぶ歩いていると女の子は「ママ～！旗さん見て！元気に踊ってる！」という声で

ハッとしたとか。登室早々保護者が「子どもの感受性ってすごいですね」と教えてくれたお話です。私たちは、日常で子どもたちの様々な「つぶやき」に出会っています。子どもは、感受性豊かな心で物事を見て表現してくれます。「思い」「願い」に寄り添いながら共感したいですね。引きつづき募集していますので皆様の保育室のかわいいつぶやきをお寄せください。楽しさをシェアしませんか？

E メール info@familyhoiku.org FAX 044-573-2573 までお寄せください。お待ちしております。

編集後記

昨今の「不適切であろう保育園経営」「不適切な保育」に心を痛めている方も多いのではないかと思います。5 月の家庭的保育全国連絡協議会セミナーの基調講演で「保育者の実践を支える専門職倫理」について学びました。倫理観を持つことの大切さを改めて感じオンラインではありましたが、自分への戒めとして参加してよかったと思いました。家庭的保育者は、孤独で何役もの仕事をこなさないとなりません。皆様は、相談する相手は周りにいますか？是非、当協議会のセミナーやオンライン新情報連絡会に参加してみませんか？活力や悩みの解消に繋がることもあると思います。1 歩踏み出すと様々な地域の方、様々な保育を知る機会となります。皆様のご参加を心からお待ちしております。

保育でお忙しい中 NL48 号発行にご協力をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

(林茂美・長田京子・山岸加奈子)